

ひろぎん 年金式定期預金

1. 商品名(愛称)	<ひろぎん> 年金式定期預金「マイライフアップ」						
2. 販売対象	個人のみ						
3. 期間	5年・7年						
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 200万円以上 1円単位						
5. 払戻方法	<p>【分割受取金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入日から1年経過後(預入応答日)に、当初預入金額及び利息額の合計額の50%相当額(1)について、預入期間に応じた以下の受取回数でお支払いします。 50%相当額を均等に分割(2)し、以後奇数月の応答日にその利息と合わせお客様の指定口座に入金いたします。 (受取回数) 預入期間 5年物の受取回数： 24回 預入期間 7年物の受取回数： 36回 (初回分割受取金の入金時期) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1年経過後応答月</td> <td style="text-align: center;">初回分割入金月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">奇数月(例：9月)</td> <td style="text-align: center;">次回の奇数月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">偶数月(例：10月)</td> <td style="text-align: center;">(例：11月)</td> </tr> </table> <p>【満期日受取金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残りの50%相当額(1)を、満期日におお客様の指定口座に一括して入金いたします。 ・なお、一部解約はできません。 (1)当初1年間の利息については、1年経過後の預入応答日に当初預入金額に合計されますので、合計後の50%相当額となります。 ・千円単位で分割します。 ・端数は、【満期日受取金】に合計いたします。 (2)100円単位で分割、端数は最終の【分割受取金】に合計いたします。 	1年経過後応答月	初回分割入金月	奇数月(例：9月)	次回の奇数月	偶数月(例：10月)	(例：11月)
1年経過後応答月	初回分割入金月						
奇数月(例：9月)	次回の奇数月						
偶数月(例：10月)	(例：11月)						
6. 利息 (1)適用金利 (2)計算方法	<p>預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</p> <p>付利単位を 1円とし、1年を 365日とする日割による計算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初1年間の利息は、預入日から 1年経過後の預入応答日の前日までの日数について約定利率によって計算し、1年経過後の預入応答日に当初預入金額に合計されます。 ・【分割受取金】に対する利息は、1年経過後の預入応答日から各受取金の受取日の前日までの日数について約定利率によって計算します。(各受取日の前日までの期間が 3年未満のものは単利計算、3年以上のものは複利計算) ・【満期日受取金】に対する利息は、1年経過後の預入応答日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算します。(複利計算) 						
7. 手数料	なし						
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の取扱いができません。 ・預入形式は証書となります。 						
9. 中途解約時の取扱い	<p>本商品は中途解約することはできません。</p> <p>ただし、以下の理由により止むを得ないものと当行が認めた場合は、これに応じることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)預金者が死亡したとき (2)預金者が天災地変その他不可抗力のため財産の大部分を滅失したとき (3)預金者がこの預金をもってしなければ債務を弁済することができないとき (4)その他 (1)、(2)、(3)に準ずる事由があるものとして当行が認めたとき <p>満期日前に解約する場合は、残存金額について以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。(解約日の普通預金利率)</p>						
10. 金融商品販売法における留意事項	預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。						
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・各分割受取金および満期日受取金の入金口座については、同一店舗内の同一名義の口座(普通預金口座)のみご指定いただけます。 						
12. 紛争に関する事項	<p>本取引にかかる当行と提携している指定紛争解決機関の名称ならびに連絡先は次の通りです。</p> <p>名称 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>						